

新宿駅周辺循環型バス（新宿WEバス）の運賃の変更について
（団体特別割引通勤定期乗車券の追加及び廃止）

運行事業者である京王バス株式会社より、新宿駅周辺循環型バス（以下、「新宿WEバス」という。）の団体特別割引通勤定期乗車券の追加及び廃止に関する申出があった。

については、道路運送法第 9 条第 4 項に基づき、下記の内容について協議する。

1. 団体特別割引通勤定期乗車券の概要

（1）適用路線・区間

新宿WEバス路線上で通勤に必要と認められる区間

（2）発行対象

10,000 枚以上を一括購入する法人（企業・団体等）

（3）有効期間・運賃等

有効期間 12 か月

運 賃 1 枚 1,500 円

但し、障害者割引の設定はなし。追加購入の定期乗車券の金額についても、上記と同額とする。

（4）経緯

平成 2 7 年度より導入（導入時運賃 1 枚 1,440 円）

令和元年度に運賃改定（改定後運賃 1 枚 1,500 円）

2. 追加事項

（1）有効期間・運賃等

有効期間 2 か月

運 賃 1 枚 250 円

適用期間 販売期間 令和 7 年 1 月 31 日まで

使用期限 令和 7 年 3 月 31 日まで

但し、障害者割引の設定はなし。追加購入の定期乗車券の金額についても、上記と同額とする。

（2）導入時期

令和 7 年 1 月

3. 廃止事項

（1）内容

団体特別割引通勤定期乗車券の廃止（有効期間 12 か月）

（2）廃止時期

令和 7 年 1 月 31 日

4. 追加及び廃止事由

運行事業者である京王バス株式会社より、令和7年3月末をもって団体特別割引通勤定期乗車券を廃止する旨の申出を受けた。一方、現在発行されている団体特別割引通勤定期乗車券の有効期間が令和7年1月末までであるため、現在の利用者からの要望を受け、有効期間以降、廃止までの間となる令和7年2月及び3月においても継続した利用が可能となるよう、新たに2か月間の有効期間となる団体特別割引通勤定期乗車券の追加を行う。ただし、適用期間を設け、令和7年3月末までを使用期限とする。あわせて、令和7年1月末をもって、有効期間が12か月間の団体特別割引通勤定期乗車券を廃止する。